

担当のケアマネジャーとご確認ください。

災害への備え「川崎市高齢者災害時個別避難計画」のご案内です



令和元年東日本台風(台風第19号)時の川崎市内の様子



令和元年台風19号では、川崎市でも多くの被害が発生し、避難が間に合わずに亡くなられた高齢者の方もいました。ご自身やご家族の命を守るために、今こそ「自分ごと」として避難計画を考え、個別避難計画を作成しましょう。

一緒に作りましょう あなたの避難計画



■「高齢者災害時個別避難計画」とは

高齢者災害時個別避難計画とは風水害における災害時にお一人での判断や移動が難しい高齢者の方について、あらかじめ、避難先や避難方法、避難支援をしてくれるご家族や友人、知人、介護保険サービス事業所などを決めておく計画です。

避難支援をしてくれる方などこの計画を共有し、災害に備えることで、避難をする際に、支援を受けることができる可能性を高めることを目的としています。

■ 誰が対象になるのか

原則として、計画作成に同意いただいた65歳以上の要介護3～5の方が対象です。

このうち、台風などにより、河川の氾濫やがけ崩れなどの危険が想定される場所に居住していて、かつ、次のいずれかに該当する方について、計画作成の支援を優先して進めています。

- ① 単身世帯等 ② 寝たきりの方 ③ 特別な医療を受けている方

■ 誰が個別避難計画を作るのか



防災では、一人ひとりが自ら取り組むことが大切なので、ご本人が主体的に計画作成を行うことが必要です。

計画作成の支援は、**市の依頼を受けた**ケアマネジャーなどが、ご本人やご家族の意向などを踏まえながら行います。

作成・提出の方法は裏面へ

※ 災害時に避難支援を行うことができなかった場合や、計画に沿って避難を行った結果、ご本人などに被害が生じた場合に、**ケアマネジャーなどに対して、法的な責任や義務を負わせるものではありません。**

～個別避難計画の作成手順について～

1. 担当ケアマネジャーへ作成の相談

個別避難計画の作成を支援してほしい旨を担当のケアマネジャーにお伝えください。なお、計画の作成を支援してもらう際、費用負担はかかりません。
※個別避難計画の制度に関する御質問は、下記に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。



2. ご家族やケアマネジャーなどと計画の作成

- ①緊急連絡先や、避難時の持ち物などご自身でも確認しておきましょう。
 - ②個別避難計画の作成・提供の同意書を御確認いただき、同意をいただける場合は署名をお願いいたします。
 - ③担当のケアマネジャーと個別避難計画を作成しましょう。
- ※個人情報同意した内容を超えて共有されることはありません。
作成した個別避難計画の情報については、避難支援をしてくれる方などに対して、災害対策基本法において守秘義務が課せられています。



3. 作成した計画の活用方法

・避難支援をしてくれる方などとの計画の共有

作成した個別避難計画は、避難支援をしてくれるご家族や友人、知人、介護保険サービス事業所などにも共有しましょう。いざという時にサポートしてもらいやすくなります。

※避難支援をしてくれる方の安全が前提となりますので、避難支援が必ずなされることが保証されるものではありません。

・災害への日ごろからの備え

実際に避難経路を歩いたり、避難先に行ってみることで、避難の際に気をつけるべきポイントや実際に避難ができるか確認をしましょう。
また、避難先に持っていくものを準備しておくなど、日頃から災害に備えることが大切です。

・定期的な見直し

身体状況や環境の変化に応じて、計画の見直しを検討する必要があります。例えば、介護度が変わったり、引っ越しをしたりした際にはケアマネジャーに相談し、計画を更新しましょう。

・計画に沿った避難行動

台風が接近するなど避難が必要な際には、計画に沿って、避難支援をしてくれる方のサポートを受けながら避難をしましょう。

<市ホームページURL>

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000157160.html>

「川崎市 高齢者の個別避難計画の作成について」で検索

個別避難計画に関するお問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係
☎044-200-2687

